

第三者行為によるケガ・病気は届出が必要

問 市民課 ☎ 62-1233

第三者行為によってケガや病気をし、国保で治療を受ける場合、医療機関の窓口申し出るとともに、市民課保険係への届出が義務付けられています。

第三者行為でケガなどをした場合も国保で治療を受けられますが、国保が負担した治療費を第三者へ請求することになりますので、すみやかに届出を行ってください。

ただし、第三者から治療費を受け取っている場合、国保で治療を受けることができません。また、示談が成立している場合、第三者に対して請求することができなくなる場合がありますので、示談をする前に市民課保険係へご相談ください。

第三者行為によるケガ・病気とは

- 交通事故 ●スポーツ中の事故 ●暴力、ケンカ ●飲食店などでの食中毒 ●他人のペットに噛まれた など

※相手のいない自損事故で医療機関を受診する場合も届出が必要です。

※第三者行為が疑われる診療について、宿毛市から文書や電話で問い合わせを行う場合があります。

手続き

①交通事故の場合は、すみやかに警察に届出をし、「交通事故証明書」の交付申請を行ってください。

②市民課保険係へ届出を行ってください（届出様式は宿毛市 HP にも掲載しています）。届出の際には、事故発生日時や詳しい事故状況などをお聞きますので、確認のうえご来庁ください。
※国保加入者の代わりに保険会社が市役所への届出を代行することもできます。

持参物

- 保険証 ●認め印 ●交通事故証明書（交通事故の場合）
- 自賠責保険や任意保険の加入先がわかるもの



通所型サービス C

問 長寿政策課

☎ 62-1234

宿毛市地域包括支援センター ☎ 65-7665

活動量が低下すると、筋力の低下や関節のこわばりはあっという間に進行してしまいます。「通所型サービス C」は、運動・口腔・栄養のプログラムに取り組むことで心身機能の向上を図り、自立した生活が送れるようになることを目指しています。

どんな人が来ているの？

- 転倒が怖くて歩くのが不安な方 ●以前のように掃除や買い物ができるようになりたい方 など

日時 毎週火・金 9時30分～12時30分 ※利用したい場合は、事前にお問い合わせください。

場所 宿毛中央デイサービスセンター

料金 300円 / 回

期間 3カ月間（6カ月間に延長の場合あり）

送迎 あり

対象者 65歳以上で①または②に該当する方

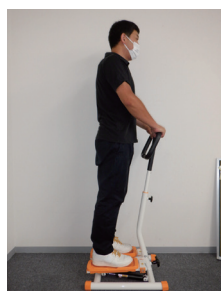
① 要支援 1・2の方 ② チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

運動、口腔、栄養プログラム

理学療法士、歯科衛生士、管理栄養士などがサポートします。

- 全身体操
- 健康教室（病気や栄養について学びます）
- 口腔体操
- 足腰の筋力を強化する運動

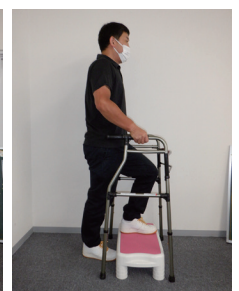
（下肢3点セット①足ふみ運動、②立位ストレッチ、③ステップ運動）



①足ふみ運動



②立位ストレッチ



③ステップ運動